

企画競争実施の公示

2019年7月22日

四国運輸局観光部国際観光課長 大麻 浩三

次のとおり、企画提案書を募集する。

1. 業務概要

(1) 業務名

九四ルートPR事業

(2) 業務内容

別紙「説明書」のとおり

(3) 履行期限

2020年3月19日（木）

2. 企画競争参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成31・32・33年度一般競争入札及び指名競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のうち、「A」～「D」の等級に格付けされ、四国地域の参加資格を有している者であること。今年度、初めて企画提案書を提出する際には、本資格を有していることを証明するため、当該資格審査結果通知書の写しを添付すること。
- (3) 四国運輸局長から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3. 手続等

(1) 担当部局

〒760-0019

香川県高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎南館

四国運輸局観光部国際観光課

電話087-802-6736 ファクシミリ087-802-6732

メールアドレス skt-kokusai@gxb.mlit.go.jp

(2) 企画提案書の作成及び提出方法

- ① 書類の規格及び頁数：A4版 15頁程度
- ② 構成：表紙（業務名、事業者名及び提出日を記載）、企画内容等(③にも留意)

③ 企画提案書には、以下の項目について明瞭に記載すること。

- ・企画提案書の基本コンセプト
- ・具体的な企画案
- ・定量成果目標

事業内容	アウトプット	アウトカム
メディア招請	招請人数	掲載本数、媒体接触者数、 広告費用換算
純広告	掲載本数、媒体接触 者数	－

- ・業務実施体制
 - ・作業工程
 - ・配置予定担当者の資格、経歴及び手持ち業務の状況
 - ・再委託の有無及び予定（ただし、発注者側の承諾を要するものに限る。）
再委託の場合は、再委託先の住所、名称、金額及び業務範囲を明記すること。
原則として、本業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。なお、「主たる部分」とは、本業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいう。
 - ・経費の見積及び内訳
 - ・ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標についての適合状況（別添様式1）
- ④ 今年度、初めて企画提案書を提出する場合は、2.(2)の資格要件に適合することを証する書類（写）を添付すること。
 - ⑤ 提出期限：2019年8月9日（金）17時
 - ⑥ 提出方法：(1)に5部、持参又は郵送（書留郵便で期限内必着）するか、メールアドレスまで送信すること。（メールの場合は5MB以下の容量とし、電話等では着信の確認を行うこと。）

(3) 説明書等

- ① 交付期間：四国運輸局HPへ掲載後から提出期限まで
- ② 場所及び方法：四国運輸局HPからダウンロード
- ③ 説明会：実施しない

(4) 企画提案に関するヒアリング：必要に応じて実施することがある。

(5) 提案書を特定するための評価基準：別紙「提案書の評価基準」のとおり

- (6) 提案書の提出に際し、不明な点がある場合の質問
- ① 受付方法：電話又は来訪
 - ② 受付窓口：(1)担当部局
 - ③ 受付期間：四国運輸局HPへ掲載後から提出期限まで
 - ④ 回答方法：口頭又は書面

※なお、評価基準の配点等の質問は受け付けない。

4. 支払条件及び概算予算額

- (1) 支払条件：納入検査終了後、適法な支払請求書を受理した日から30日以内に、債権者の取引銀行口座へ契約金額を振込むものとする。
- (2) 概算予算額：325万円程度とし、335万円を上限とする。
(消費税及び地方消費税相当額を含む)
(内、メディア招請：188万円程度、純広告：137万円程度)

5. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。
- (3) 提出期限までに実施部局に到達しなかった提案書は、いかなる理由をもっても特定されない。
- (4) 提案書の差し替え及び再提出は、原則認めないこととする。なお、特定後においても提案書の記載内容の変更は、原則認めないこととする。
- (5) 提出された提案書は、当該提案者に無断で2次的な使用は行わない。
- (6) 提案書を特定した場合は、当該提案書を提出した応募者に対しその旨を書面で通知する。提案書を特定しなかった応募者に対して、当該提案書を特定しなかった旨及び特定しなかった理由を書面により通知する。
- (7) 特定しなかった提案書は応募者に返却する。なお、メールで提出された提案書又は返却を希望しない旨を提出する際に申し出た提案書は返却しない。
- (8) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った応募者に対して指名停止を行うことがある。
- (9) 特定した提案内容については国等の行政機関の情報公開法に基づき開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。
- (10) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。
- (11) 契約書の作成を必要とする。

提案書の評価基準

提案書は、次に掲げる事項により評価し、最も高い点数を獲得した応募者を、最適な者として特定する。

1. 評価項目と評価基準

(1) 業務内容の理解度

事業の目的、趣旨を十分に踏まえた企画提案がなされているか。

(2) 提案内容の実効性

提案内容が具体的で説得力があり、成果が期待できるものであるか。

(3) 業務遂行の確実性

事業の準備を含め業務全体を円滑かつ安定的に遂行できるか。

(4) 予算の妥当性

企画提案内容が予算的に妥当なものであるか。

2. 特定方法

(1) 委員が、企画提案書ごとに各評価項目について1点から10点までの点数を記入する。

(2) 1. (1)～(3)については、その重要度を考慮し、委員記入の点数を2倍する。

(3) 女性活躍の前提となるワーク・ライフ・バランス等の実現に向けた取組を進めるため、以下の認定を受けているワーク・ライフ・バランス等推進企業については、最大3%加点評価する。

① 女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定企業）

② 次世代法に基づく認定（くるみん・プラチナくるみん認定企業）

③ 若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）

(4) 上記(3)の認定を確認するため、提案書に併せ別添様式1にてワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標の適合状況を提出すること。なお、認定通知書の写し又は行動計画届出書の写しを添付すること。

(5) 評価点数の合計が最も高い企画提案書を採用する。ただし、上記(3)の加点前の合計点を委員の数で除した平均点数が42点（70点の60%）に満たない場合は採用しない。

(6) 評価合計が最も高い企画提案書の提出者が複数ある場合は、委員長の決するところによる。

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標についての適合状況

- ※ 1～3の全項目について、該当するものに○を付けること。
- ※ 該当する項目については、それぞれ、該当することを証明する書類（認定通知書の写し、一般事業主行動計画策定・変更届（都道府県労働局の受領印付）の写し（ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する外国法人の確認事務取扱要綱（平成28年9月26日内閣府男女共同参画局長決定）第2条に規定する同要綱の対象となる外国法人にあっては、同要綱に基づく認定等相当確認通知書の写し）を添付すること。

1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定等

- 1段階目の認定を取得しており、かつ、「評価項目3：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。
【 該当 ・ 該当しない 】
- 2段階目の認定を取得しており、かつ、「評価項目3：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。
【 該当 ・ 該当しない 】
- 3段階目の認定を取得している。
【 該当 ・ 該当しない 】
- 一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定・届出をしており、かつ、常時雇用する労働者が300人以下である。
【 該当 ・ 該当しない 】

2. 次世代育成支援対策推進法に基づく認定

- 「くるみん認定」（旧基準）（注1）を取得している。
【 該当 ・ 該当しない 】
- 「くるみん認定」（新基準）（注2）を取得している。
【 該当 ・ 該当しない 】
- 「プラチナくるみん（特例）認定」を取得している。
【 該当 ・ 該当しない 】

3. 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定

- 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定（ユースエール認定）を取得している。
【 該当 ・ 該当しない 】

（注1） 旧くるみん認定マーク（次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号。以下「改正省令」という。）による改正前の認定基準又は改正省令附則第2条第3項の規定による経過措置に基づく認定マーク）

（注2） 新くるみん認定マーク（改正省令による改正後の認定基準に基づく認定マーク）

説 明 書

1. 事業名

プロジェクト名	五感を働かせる「食と癒やしの旅」PR事業
個別事業3-2	九四ルートPR事業

2. 事業の概要

(1) 事業の目的

本プロジェクトは、「食」と自然景観を生かした「癒やし」をテーマとし、台湾や香港をはじめとする東アジアとシンガポールにプロモーションを実施することで、未訪日層への切り込みやリピーター層の更なる取り込みに繋げるものである。

台湾や香港は、訪日市場の成熟市場であるといわれ、特に台湾に関しては、台北～松山間の航空定期路線が2019年7月に就航したこともあり、瀬戸内海沿岸地域への誘客がますます期待される。両市場からのさらなる誘客のためには、地方空・海港を有効に活用するとともに、ゴールドルートとは異なる魅力的な観光ルートをプロモーションする必要がある。

そこで、本事業では、九州～四国地域周遊ルート（九四ルート）へのメディア招請及び広告を実施する。本プロジェクトのテーマである「食」と「癒やし」を軸に、愛媛県及び大分県における周遊を創出するような観光資源を取り入れ、訪日リピーターなど個人旅行者の誘客促進を図る。

(2) 対象市場

台湾、香港

(3) 誘客対象

台湾、香港のFIT層

(4) 連携先

愛媛県国際観光テーマ地区推進協議会、公益社団法人ツーリズムおおいた

3. 業務内容

(1) メディア招請

① 実施時期 2019年10月～12月（予定）

② 被招請者

- ・対象市場から旅行消費動向に影響力のあるメディア（雑誌社・ブロガー等）を4社4名程度選定し、招請すること。

③ 行程、視察箇所等

- ・愛媛県及び大分県における周遊を創出するような観光ルートを提案すること。
- ・「食」と「癒やし」を軸に、知名度のある観光地だけではなく、SIT層に訴求するような観光資源を視察箇所とすること。
- ・被招請者が常時インターネットに接続して、情報発信できるように、Wi-Fiルーターを用意すること。
- ・本事業で想定する観光資源については、5. その他留意事項（1）を留意すること。

④ 移動手段

- ・台湾～日本への移動は、「福岡空港イン松山空港アウト」又は「松山空港イン福岡空港アウト」の航空機（直行便）を利用すること。
- ・国内移動は、観光列車やフェリーを積極的に利用し、それ以外は公共交通機関や貸切車（貸切バス、ジャンボタクシー）を利用すること。
ただし、合理的な理由がある場合は、その他の移動手段も可能とする。
なお、レンタカーを使用する場合は、被招請者自らがレンタカーを借り受け、運転を行うこととし、道路運送法等各種法令に抵触しないよう注意すること。

⑤ 宿泊、飲食等

- ・1室1名で利用することを基本とするが、温泉付和室宿泊施設は1室2名も可能とする。また、Wi-Fi等のインターネット環境が整備された施設が望ましい。
- ・食事は1日3回分（朝、昼、夕の3食）を提供すること。
- ・昼、夕食については、飲物代も含めること。なお、食事の時以外にも毎日飲物を提供すること。

⑥ 通訳者、添乗員

- ・中国語の通訳案内士等を1名手配するとともに、添乗員を1名手配すること。
- ・通訳案内士等は、可能な限り四国及び九州に精通した者を手配し、特段の理由がない限り全行程を通して同一人物とすること。

⑦ アンケート

- ・被招請者を対象としたアンケートを作成すること。
- ・アンケートの翻訳・実施・集計・分析・報告をすること。

⑧ ファムトリップの行程冊子、パンフレット等

- ・中国語でファムトリップの行程冊子を作成し、被招請者に配布すること。
- ・視察先のパンフレットや資料等を収集のうえ、被招請者へ提供すること。

⑨ 安全確保・緊急事態等への対応

- ・安全の確保等に関する万全の措置（事故等の未然防止、万一の事態の発生時にとりうる対応等を含む）を具体的かつ詳細に記載すること。
- ・視察時の緊急事態に備えて、トラブルが発生した場合の問題に対処するための手順及び体制を構築しておくこと。
- ・本事業に係る傷害保険等の加入について記載すること。
- ・業務の遂行にあたり、各種法令等について遵守すること。

⑩ 情報発信等

- ・被招請者に対し、ファムトリップを踏まえた記事の執筆・掲載を求めること。
媒体、発信時期等の発信手法について記載すること。

(2) 純広告

① 実施時期 2019年10月～2020年2月（予定）

② 広告媒体・発信手法

- ・広告媒体は、(1)で招請したメディアを活用したものとすること。ただし、合理的な理由があればそれ以外を活用しても構わない。
- ・観光地情報との相乗効果が図れるような広告発信手法について、詳細に記載すること。

③ 広告デザイン

- ・誘客対象の興味が湧き、九州～四国地域の周遊が魅力的であることをPRできるような広告デザインを提案すること。また、そのデザインとした理由を記載すること。

4. フォローアップ等

- (1) 事業の進捗管理及び目標、成果については、V i s i t J a p a n 成果確認システム（通称：V J n e t. システム）に入力し、管理すること。
- (2) 事業全体の報告書を作成・提出すること。

5. その他留意事項

- (1) 本事業で活用を想定する観光資源については、以下に示す「今後政府が観光コンテンツとしての活用を推進し訪日外国人旅行者の満足度を向上させるための環境整備を行う地域の観光資源」のいずれかを含むこと。
 - ①国立公園
 - ②世界遺産、日本遺産、文化財保護法の規定に基づく指定文化財（国宝・重要文化財、舞台芸術、地域伝統芸能、史跡、名勝、天然記念物、伝統的建築物群保存地区など）等
 - ③SNS等の分析から訪日外国人からの興味・関心が高まりつつある地域の魅力ある観光資源（新たな観光資源の開拓）
- (2) 事業の実施（被招請者選定等の事前業務を含む。）に当たっては、四国運輸局及び連携先と十分に協議を行うこと。また、当初、受注者から提案された企画案に修正を加えることもあり得る。
- (3) 業務内容等に急な変更が生じた場合は、速やかに、四国運輸局及び連携先へ報告し、その指示に従うものとする。その他、四国運輸局及び連携先は、業務実施中に随時、報告を求めることができることとする。
- (4) 翻訳作業が発生する場合には翻訳を行うこと。翻訳等の作業が発生する場合は、ネイティブチェックを実施し、誤字・脱字、あるいは、単なる逐語訳に陥ることなく、現地で違和感のない内容となる体制を確立すること。
- (5) 説明書と旅行契約（旅行業法2条1項1号が規定する運送又は宿泊サービス）の内容の間に矛盾・抵触があるときは、旅行契約の規定が優先する。